

(陳情の趣旨)

一九九〇年における百歳以上の人口が三千二百九十八人、六十五歳以上の人口比が一・二%を超えた日本で、高齢者が本当に充実した幸せな生活を送っているでしょうか。自殺者の三分の一が六十五歳以上の高齢者であり、交通事故による死者の数も青少年に比べて多数にのぼっています。

これらの人たちは、戦争と荒廃で青春を踏み砕かれ、働き蜂のように働き続けて、いまの日本を世界第二位の経済大国に築き上げてきた人たちです。

一度しかない人生だから、高齢者になっても元気で、豊かで、日常の生活の不安もなく、生きがいを持って幸せに生きたいものです。

現在、東京都と各区市町村によって実施されている高齢者福祉事業は、高齢者の実態とこれを取り巻く環境との間に乖離が生じているように思います。生活と生きがいを満たしてくれる仕事はほとんどなく、外に出れば危険がいっぱい、旅行、観劇、鑑賞などに行くには経費が高く、いったん怪我をしたり病気になるれば、冷たい医療、介護の行政に突き当たって、死を選択したくなる現実がありはしないでしょうか。

高齢者福祉事業の多くを委任されている地方自治体は、もっと実態にあった施策を推進するべきだと私たちは考えます。

以下のいくつかの事項は、無数にある事業のうちのごく一部分にしか過ぎないものではありますが、せめて、このくらいは実施してほしいという最低限度のものです。

(陳情事項)

一、市で支給する敬老祝い金は六十五歳以上のすべての市民に対して一万円に増額してください。

二、シルバーパスの支給は六十五歳以上とし、市が関連する催事を無料とし、JR、私鉄などの割引を実現してください。

三、高齢者に適した仕事を開発し、地域最低賃金以上の賃金を保障してください。

四、老人性白内障の眼内レンズを健康保険の適用とするように厚生省に要請してください。

五、高齢者用低家賃の市営住宅を大量に、すぐに建設してください。また、持家の高齢者向けの改造には市で補助してください。

六、高齢者には入院見舞金を支給してください。

七、高齢者所帯、一人暮らしの老人に対する給食サービス、安全確認の体制を公営事業として充実してください。

八、家庭療養の寝たきり老人の世話をする公的ヘルパーを増員し、家庭の介護者の手当

の増額をしてください。

九. 六十五歳以上の老人の医療費が無料になるように努力してください。

平成二年十一月二十八日

陳情者

青梅市今井一―二五四―三

全日本年金者組合西多摩支部

執行委員長 遠藤寿雄

印

福生市議会議長

仲村清信殿

陳情第二―十六号

年金制度改善についての陳情書

(陳情の趣旨)

世界でも有数の経済大国の日本は、また世界でも有名な福祉後進国でもあると言われている。『高齢化社会』を理由に消費税の導入、老人医療の改悪、そして公的年金の一元化に向けて、『自立、自助、連帯と相互扶助』の名のもとに、国庫補助を一層減らして『保険主義』をますます推進させる方向に突き進んでいます。

日本の年金は、年金掛金、保険料の負担が重く、給付額が低く、国の補助が少ないうえ、その膨大な積立金は『財政投融資』という形で大企業に低利で貸し付けるなど、『収奪性』が強く、ヨーロッパの大半の国にはない大量の無年金者を生み出しています。私たちは、日本が先進国にふさわしい年金制度を一日も早く確立するために、次の事項を貴議会において採択していただき、関係機関に意見書を提出されるようお願いする次第です。

(陳情事項)

- 一、六十歳以上のすべての人に、無拠出で月額六万円を支給する『最低保障年金』制度を確立すること。
- 二、厚生、共済年金掛金の労使負担割合を七対三(中小企業には国が援助する)とし、国民年金保険金を値下げすること。

- 三、鉄道年金などの赤字を理由とした給付額削減、保険金負担の増額、被用者年金間の財源調整をやめ、国による赤字補填をすること。
- 四、厚生年金などの在職老齢年金の支給制限の制度を廃止し、遺族年金の併給を復活すること。

- 五、厚生、共済年金の支給開始年令を六十五歳に引き上げる法案の再提出をしないこと。
- 平成二年十一月二十八日

陳情者

青梅市今井一―二五四―三

全日本年金者組合西多摩支部

執行委員長 遠藤寿雄

(印)

福生市議会議長

仲村清信 殿

陳情第二十七号

犬・猫不妊手術費補助についての陳情書

一九八九年の福生保健所の「事業概要」によりますと、福生市内から保健所に持ち込まれた犬・猫の数は次のとおりです。

(犬) 捕獲頭数七十七頭・飼い主から百十二頭・拾得者から百十九頭・返還頭数二十頭

(猫) 飼い主から八十一頭・拾得者から百五十五頭

犬の場合、福生市に登録されている頭数は千三百十頭です。保健所に持ち込まれた中の二百八十六頭の犬は殺処分、あるいは実験動物用として処理されますが、この数は登録頭数と比較すると何と二一・八%にもなります。東京の区市町村の中でも非常に高いパーセンテージになっています。保健所に持ち込まれる犬及び猫だけでなく、市内に捨てられたり、また飼い主が自ら殺処分することを考えると身震いするような数になります。

一九七三年、総理府は「動物の保護及び管理に関する法律」を公布し、翌年から実施しました。捨てたり、あるいは虐待したりした場合は明らかに法律違反です。(※十三条)

また飼い主に対し責任を持って飼うことが義務づけられていますし、繁殖についての制限も義務づけられています。(※九条)

上記のような現状を打開するためにはより一層の動物愛護思想の普及啓蒙と犬・猫の不妊・去勢手術の普及以外にありません。日野市を初め世田谷区・練馬区・厚木市・武蔵野市などでは犬・猫に対する不妊・去勢手術に対して助成金または補助金を出す制度があり、成果が上がりつつあります。

こうした制度を設けていただきたく、ここに謹んで陳情いたします。

(注) (十三条) 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

(九条) 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼育を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合にはその繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

平成二年十一月二十九日

陳情者代表

福生市武蔵野台一―一七―二

伊東市代印

他二千二百二十三

福生市議会議長

仲村清信殿

陳情第二—十八号

「脱原発法」の制定を求める陳情書

(陳情項目)

一、「脱原発」社会の実現に向けて、「脱原発法」の制定を求める意見書を国に提出してください。

二、「脱原発」社会宣言決議を行ってください。

(注) 「脱原発法」の骨子

この法律は、安全で環境を傷つけないエネルギー政策の実現を目指すために、まずすみやかな原子力発電の廃止を達成することを目標とし、次の三項を基本的な柱とする。

一、建設中、計画中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は直ちに廃止する。

二、運転中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、一定の経過措置の期間内にすべて廃止する。

三、放射性廃棄物は、地下や海底に捨てたりせず、国民の目の届くところで、発生者の責任において管理する。

(陳情趣旨)

高度技術の粋を集めている原子力発電所とは言え、燃料の搬入(核物質)、原子炉の運転、点検、修理、使用済燃料と核廃棄物の搬出、処理、排水口の清掃から防護服の洗

「脱原発法」の制定を求める意見書の提出を貴議会に対し要請いたします。

平成二年十二月一日

陳情者

福生市熊川一一一三

上野 邦子 (印)

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

議會運営委員会決定資料

委員会付託件名表

平成二年十二月六日第四回福生市議定会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
総務委員会	陳情第二十八号	「脱原発法」の制定を求める陳情書
厚生委員会	陳情第二十五号	高齢者福祉事業改善についての陳情書
	陳情第二十六号	年金制度改善についての陳情書
	陳情第二十七号	犬・猫不妊手術費補助についての陳情書

第四回福生市議会定例会会議録 (第十八号)

平成二年十二月七日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
四番	浜中輝夫君	五番	須釜亮次君	六番	南木繁男君
七番	佐藤慶二君	八番	林田武君	九番	在原博子君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行人君	十五番	齋藤巽君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
十九番	堀川寅實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし